令和５年春の全国交通安全運動

５月１１日（木曜日）から５月２０日（土曜日）までの１０日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

スローガンは、次のとおりです。

なれた街　いつもの道でも　みぎひだり

大阪重点は、次のとおりです。

二輪車の交通事故防止

全国重点は、次のとおりです。

こどもを始めとする歩行者の安全の確保

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

広報事項は、次のとおりです。

大阪重点

二輪車の交通事故防止

ライダーのみなさん

車列のすり抜けや無理な追い越しなど事故に繋がるおそれのある危険な運転はやめましょう。

交差点を通行するときは、無理に右折してくる車両があるので、特に対向車両の動きに気をつけましょう。

ヘルメットと胸部プロテクター等を正しく着用してしっかり体を保護しましょう。

全国重点

こどもを始めとする歩行者の安全の確保

大人がまずこどもたちの手本となりましょう。

歩行者も信号などの交通ルールを守り、道路を横断するときは周りの安全を確認しましょう。

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいれば、必ず止まりましょう。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車に乗るときは頭を守るヘルメットを着用しましょう。

自転車は「くるま」の仲間です。 交通ルールを必ず守りましょう。

自転車ヘルメットの着用が努力義務化

改正道路交通法により、年齢にかかわらず、全ての自転車利用者に対し、自転車ヘルメットの着用が努力義務となりました。

（令和５年４月１日施行）

自転車安全利用五則

自転車安全利用五則が新しくなりました。

車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。

夜間はライトを点灯。

飲酒運転は禁止。

ヘルメットを着用。

（令和４年１１月１日改定）

障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう。

スマートフォンを操作しながらの歩行、自転車の利用はやめましょう。

ストップながらスマホ。

５月２０日（土曜日）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

大阪府交通対策協議会ホームページアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/anzen/